

一般質問通告書



受付番号 6 号
令和 5 年 11 月 24 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 大畑 利明 印

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 64 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 5 年 11 月 24 日 9 時 4 分受付

質問事項	質問要旨
新病院整備に関する市民との合意形成について	<p>公立病院は、今般の新型コロナ対応において、その重要性が認識された一方で、医師不足等により厳しい経営状況に直面している。その中、国は、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院経営強化ガイドラインを示し、令和 9 年度までを期間とする経営強化プランの策定を自治体に求めている。特に、新設・建替等を行う公立病院は、病院間の役割分担と医師派遣等による連携強化に主眼を置いた「機能分化・連携強化」を推進することが重要とされている。次の点について、市の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本市プランにおける「機能分化・連携強化」の概要と具体的な措置について伺う。また、基幹病院との連携強化にあっては、その旨を明記した連携協約等について議会の議決を経て、市民に公表すべきでは。 2) 建替等を行う場合は、建築単価や整備費の抑制に取組むべきである。設計段階から施工者が関与する ECI 方式に基づき、施工予定者選定のプロポーザルが実施された。市民に提案内容などを公表すべきではないか。 3) 経営強化プランの策定・点検・評価・公表について、国のがいドライインでは、プラン策定後に議会や住民の理解を得るだけでなく、策定の各段階においても適宜、適切な説明を行い、十分な理解を得るよう努めるべきとしている。 <p>新病院整備については、市の最高規範である自治基本条例の基本原則に基づいて事業推進を図る必要がある。市の見解を伺う。</p>
誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について	<p>文部科学省が 2022 年度、全国の国公私立学校を対象に実施した「問題行動・不登校調査」で 30 日以上登校せず、不登校と判断された小中学生が 29 万 9,048 人 (5 万 4,108 人増)となり、過去最多を更新した。</p> <p>不登校の小中学生のうち、学校内外で、どこからの支援も受けていない児童生徒は、38.2% (11 万 4,217 人)。不登校と判断された高校生は、6 万 575 人 (18.8%増)となった。</p> <p>文部科学省は本年 3 月、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることをめざし「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLO プラン)」を取りまとめ、各自治体や教</p>

	<p>育委員会等に通知を発出し、速やかな不登校対策の推進を求めている。そこで、宍粟市における不登校の現状と課題、対策等の方向性について伺う。</p> <p>1) どこからの支援も受けていない子どもは宍粟市に存在するのか伺う。</p> <p>2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた本市の不登校対策を伺う。</p> <p>①校内フリースクールの設置について、文部科学省は、補助制度を創設し、県教委も全県設置の意向を示す。市の考え方について伺う。</p> <p>②子どもが多様な生きづらさを抱える中、学校だけで助けきれない。地域の中で、NPO等との連携・協働により子どもや保護者が相談できる場所や学習できる場の提供が考えられないか伺う。</p> <p>義務教育を卒業したその先の進路について、不登校を経験した生徒に手厚い支援がある高校等の情報を取りまとめて発信する仕組みを作られないか伺う。</p>
--	---